

重度障がい児（者）の日常生活用具の種目一覧

種 目	障 害 程 度	性 能 等	耐用年数	
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者及び原則として学齢児以上の障がい児並びに難病患者等で障害の程度が上記と同程度の寝たきりの状態にある者。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）の障がい者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の障がい児、療育手帳の交付を受けた重度、最重度の原則として3歳以上の障がい者及び障がい児及び障害の程度が上記と同程度で寝たきりの状態にある難病患者等。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	特殊尿器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）の障がい者及び原則として学齢児以上の障がい児並びに障害の程度が上記と同程度で自力では排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の障がい者及び原則として3歳以上の障がい児。	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）の障がい者及び原則として学齢以上の障がい児並びに同程度の障がいがあり寝たきり状態にある難病患者等。	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者及び原則として3歳以上の障がい児並びに同程度の障がいのある難病患者等。	介護者が障がい者（児）を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす (児童のみ)	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上の障がい児。	原則として、付属のテーブルを付けるものとする。	5年
	訓練用 ベッド(児 童又は難病 患者等のみ)	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障がい児並びに同程度の障がいのある難病患者等。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
自立支 援用具	入浴補助 用具	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする障がい者及び原則として3歳以上の障がい児並びに同程度の障がいがあり入浴介助を要する難病患者等。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽等への入水等を補助することができ、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者及び原則として学齢児以上の障がい児並びに同程度の障がいがあり常時介護を要する難病患者等。	障がい者（児）が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・ 棒状のつ え	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で、つえを必要とする障がい者及び原則として学齢児以上の障がい児。	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	主体が 木材 2年 主体が 軽金属 5年